

CFP<sup>®</sup>・行政書士  
相続支援ネット柏代表 高本博雄

# 相続人の確定はこのように行なつてもらもう!

▼ 懐かのうえにも慎重を期さねばならない作業と心得る

儀を終え、ホッと一息

つく間もなく、相続人にはやらねばならない手続きが数多く待ち受けている。

手続きの中でも、相続手続をスムーズに進めるために第一に行なわなければならぬのが、「相続人の確定」である。

相続のゴールは遺産の分割であるが、遺言がある場合を除き、多くの場合、相続人間で遺産分割協議を行なうことになる。その遺産分割協議に無資格者が含まれている場合や、有資格者の一部を除外し

て分割協議を行なった場合は、分割は無効となるので注意したい。

相続人の確定には、慎重の確認作業を進める

うえにも慎重を期さねばならない。推定相続人の範囲を確かめ、その中に相続放棄をした者や相続欠格事由該当者、もしくは廃除された相続人がいないかを確認し、相続人を確定していく。

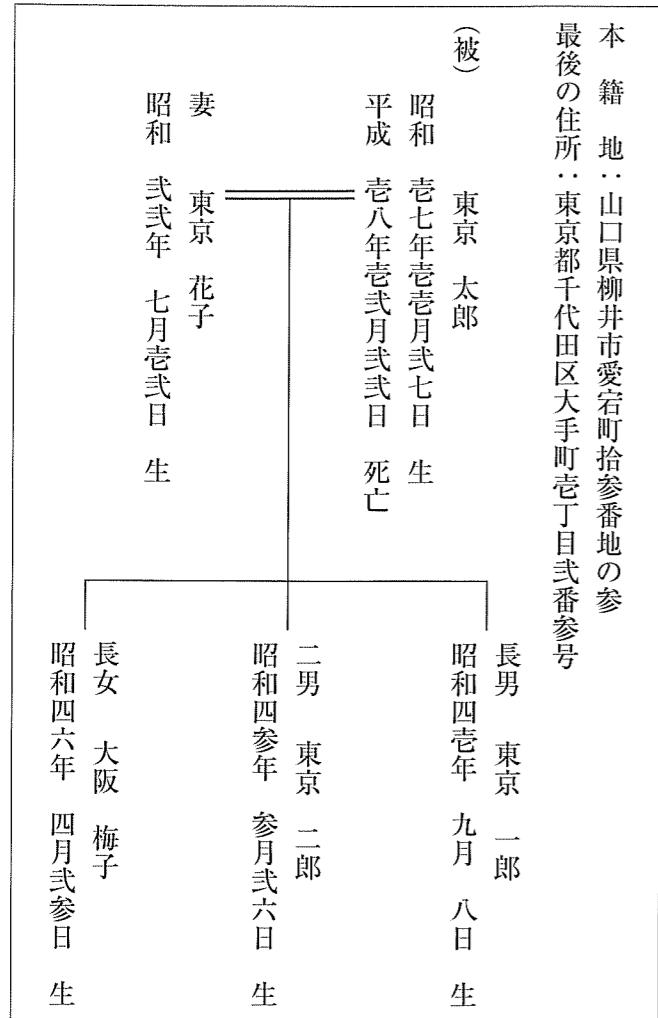
図表1の順位で共同相続人となるが、この中に行方不明

て分割協議を行なった場合には、分割は無効となるので注意したい。  
（相続人が未成年者の場合）  
（相続人が未満年者者の場合）  
（相続人に生死不明者がいる場合）

図表1 法定相続人の順位

- （一）第一順位 被相続人の子
- （二）第二順位 被相続人の直系尊属
- （三）第三順位 被相続人の兄弟姉妹
- （四）配偶者は常に相続人となる

図表2 被相続人・東京太郎の相続人関係図



## 相続人の確定方法

在者に相続人がいれば当該相続人が、相続人がいない場合は家庭裁判所で選任された相続財産管理人が分割協議に参加する。

相続のゴールは遺産の分割であるが、遺言がある場合を除き、多くの場合、相続人間で遺産分割協議を行なうことになる。その遺産分割協議に無資格者が含まれている場合や、有資格者の一部を除外し

て分割協議を行なった場合には、分割は無効となるので注意したい。  
（相続人が未成年者の場合）  
（相続人が未満年者者の場合）  
（相続人に生死不明者がいる場合）

## 相続人の調査方法

普通は、相続人がだれであるかは親族間で分かることはある。しかし、認知した婚姻外の子がいる、幼少時に養子

に出された兄弟姉妹がいるなどいうことも、現実にはままある話である。そこで、被相続人の戸籍謄本等を取り寄せ、相続人を確定することが必要である。

まず、被相続人の配偶者、直系血族、兄弟姉妹の住所・氏名等を聞き取り、相続人関係図を作成する（図表2参考）。戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、住民票等に

よって身分関係を確認した後、相続人関係図を修正するとともに、関係者の生年月日および死亡年月日等を記載し、相続人確定作業を進めることとなる。

相続人確定のためには、被相続人の出生時から死亡に至るまでの被相続人の身分関係

を網羅する戸籍関係書類を入れ手する必要がある。

①被相続人の死亡の記載のある戸籍謄本または除籍謄本から、被相続人の出生の記載がある除籍謄本または改製原戸籍謄本まで、可能な限り遡つて取得する

②推定相続人の範囲を確定するため、各相続人の現在の戸籍に辿り着くまで調査し、戸籍謄本等を取り寄せる。住所が分からぬ場合は、戸籍の附表も取り寄せる

戸籍謄本等の請求は郵送でも可能

戸籍謄本等は相続人が市区町村に「本人請求」すべきであるが、葬儀が終わつたばかりで、精神的にも時間的にも余裕がないという場合は、FP・FAが「代理請求」することになる。

この場合、「委任状」と運転免許証等の身分を証する書類が必要となる。弁護士や行政書士等は「業務上請求」が

でき、委任状や身分証明書は必要としない。急ぎのときは、確実を期すときは、FP・FAがコワーケする士業の人への依頼も検討するようアドバイスすべきである。

戸籍謄本等の請求は郵送でも可能である。以下の事項を記載した文書に手数料の「定期小為替」と「返信用封筒」を同封し、本籍地の市区町村に郵送する。

①必要な書類と枚数  
②本籍地  
③筆頭者  
④筆頭者と請求者の続柄  
⑤使用目的  
⑥請求者の住所・氏名・電話番号

その他に筆者は運転免許証のコピーを添付しているが、各市区町村により対応が多少異なるので、事前に確認の電話をするのが望ましい。

なお、相続財産の名義変更登記の際にも戸籍謄本等は必要になるので、数通取り寄せておくと便利である。

共同相続人の一部に生存はある。選任された財産管理人の選任を請求する場合に、家庭裁判所に財産管理人の選任を請求することになるが、次のような場合は利益相反行為となり、「特別代理人選任申立書」で、特別代理人の選任を家庭裁判所に請求することになる。

①親権者と未成年者がともに共同相続人の場合  
②親権者を同じくする未成年相続人が複数の場合  
③相続人に胎児がいる場合  
胎児は、相続についてはすでに生まれたものとみなされ、死亡したものとみなされ、不死亡したものとみなされ、不

出生したら相続人となる。出生を待たずになされた分割協議は、相続人の一部を欠くものとして無効となる。分割協議は出生まで待つべきである。  
（相続人に行方不明者がいる場合）  
共同相続人の一部に生存はある。選任された財産管理人の選任申立書で、家庭裁判所に財産管理人の選任を求めるごとに、親権者が未成年相続人に代わって分割協議を行なうことになるが、次のような場合は利益相反行為となり、「特別代理人選任申立書」で、特別代理人の選任を家庭裁判所に請求することになる。  
（相続人に生死不明者がいる場合）  
共同相続人の中に不在者がいて、その生死が不明であり、失踪宣告の要件を備えている場合は、「失踪宣告審判申立書」で、家庭裁判所に失踪宣告の申立てを行なう。  
失踪宣告の結果、不在者は成立にあたって、協議事項について家庭裁判所の許可を必要とする。  
（相続人に生年月日がいる場合）  
共同相続人の中に不在者がいて、その生死が不明であり、失踪宣告の要件を備えている場合は、「失踪宣告審判申立書」で、家庭裁判所に失踪宣告の申立てを行なう。  
失踪宣告の結果、不在者は死亡したものとみなされ、不死亡したものとみなされ、不死亡したものとみなされ、不